

「飛鳥・藤原の宮都」を核とした広域周遊促進業務 受託事業者募集に係る質問への回答について

令和8年5月22日

奈良県観光局地域観光課

「飛鳥・藤原の宮都」を核とした広域周遊促進業務 受託事業者募集について、令和8年5月22日までに届いた下記の質問事項に回答いたします。

	ご質問内容	回答
1	・仕様書4.(1)②「観光コンテンツの造成・磨き上げについて、本エリアは4件程度、世界遺産3エリアは各2件程度を目安として」と記載があるが、コンテンツの造成は必ず世界遺産構成資産を用いたものでなくてはならないか。どの程度のエリアまでを造成可能範囲で見なすか。	観光コンテンツの造成・磨き上げについては、必ずしも世界遺産構成資産そのものを活用した内容に限定するものではありません。 世界遺産エリアを核とし、周遊性向上や地域との関連性が認められる内容であれば、周辺地域の観光資源を活用した提案も対象とします。
2	・仕様書4.(2)「旅行会社・交通事業者等が販売する旅行商品の情報収集及び情報掲載の実施」とあり、掲載はあをによしなら旅ネットとのことであるが、欧米豪を中心としたインバウンドの商品についても掲載するか。	旅行商品の情報掲載については、国内向け商品に限定するものではなく、欧米豪を中心としたインバウンド向け商品についても、本事業の目的に合致する場合は掲載対象として想定しています。 なお、掲載内容等については、協議の上、決定します。